

(コメント)

日本の「脱原発」について考える

広渡 清吾

本稿は、2011年11月29日に専修大学で開催された「シンポジウム・ドイツでなぜ脱原発の決定にいたったのか？」における報告原稿である（その後の時間の経過を考慮して補正した）。本題のドイツについては、G・ヴィンター教授が報告され、筆者は日本側の状況について話をする役回りであった。シンポジウムでは時間の関係上、この原稿に基づいて要約的に述べるにとどめた。

1. 問題の日本的文脈

(1) 原爆と原発の関係

ドイツの社会学者U・ベック（ミュンヘン大学教授）は、東京電力福島第1原子力発電所（以下、福島第1原発）事故のあとに、次のことを述べた。

「私にとって今も答えが出ないのは、核兵器のまったき非人間性を倦むことなく告発し続けてきた日本が、なぜ同時に原子力の開発をためらうことなく決断し得たのか、という問いである。⁽¹⁾」

ミランダ・A・シュラーズ（メルケル政府が設置した「倫理委員会」のメンバーの一人、ベルリン自由大学教授、*Environmental Politics in Japan, Germany and the United States, 2002*の著者）も同様の感想をのべている。彼女は、日本人がドイツ人と違って原理的にもごとを考えないこと、また、経済的な考慮を優先することを理由として推測している。⁽²⁾

日本は、70年代はじめから商業用原発の操業を開始し、今回の事故をおこした福島第1原発第1号機は1971年3月に、第4基目の原発として操業を開始した。現在では、日本の原発基数は54基、アメリカ、フランスに次ぐ世界の原発大国である。

ベックが言うように、「日本」が戦後一貫して「核兵器のまったき非人間性を倦むことなく告発し続けてきた」といえるかどうかは、疑問である。日本には、1954年の東京杉並の主婦の運動からはじまる原水爆禁止運動の持続的な取

組みがあるが（当時、原水爆反対署名は全国で3200万人、広島で100万人集まる。1955年8月のはじめての原水爆禁止世界大会が開催され、大会後「日本原水爆禁止協議会」が発足）、日本政府がそのために真摯な努力を国内外で進めてきたなどとは言えないからである。

日本社会は全体としていえば（少数派としての反原発の科学者や運動、また原発立地に対する住民の反対運動などがあったとはいえ）、核兵器と原子力発電が「原子核の分裂」によるエネルギーの利用という点で同じ科学・技術であり、原発が大量の人工放射性物質を作り出し、それによる身体・生命の侵襲の大きな危険があるにも拘わらず、日本の「原発大国化」を進め、受け入れてきた。

（2） 検証すべき3つの論点

日本における脱原発社会への道を探るためには、なぜ日本が世界で唯一の原爆被害国でありながら、原発大国になったのかを検証することが不可欠である。

検証の論点としては次の3つが重要である。

①戦後の原子力利用に関するアメリカの政策が日本の原発をめぐる進路を規定したこと、その下で、「原子力の平和利用」が「原水爆反対」と両立するもの、むしろ、「悲劇をもたらした原爆」に対して「未来の希望と幸福をもたらすものとしての原子力の平和利用」が対置され、この対置図式が日本社会で広く承認されたこと。

②1970年代前半のオイルショックを契機に経済成長を確保するための原子力エネルギー開発を進める「電源三法」（田中角栄内閣の下に成立）体制が原発の新規建設を促進し、原発立地自治体を財政的に原発にしばりつける依存体質を深化させたこと。

③日本の科学・技術は、戦後の科学・技術の再建と発展のために、原子力研

究と原子力の平和利用（技術としての原発システム）を積極的に位置づけ、推進したこと。この一般的状況のもと、原発の技術の危険性を指摘する科学者や批判的世論を学問的に、かつ、社会的に排除していく中で閉鎖的な利害共同体としてのいわゆる「原子力村」が形成されたこと。

（3） 原発立地の問題と沖縄の軍事基地

54基の原発は、なるほど日本全体のエネルギー確保のために重要な役割を果たしている。ところでこれを具体的にみると、首都圏のために電力を提供する原発が東北地方沿岸部に、近畿大都市圏のために電力を提供する原発が北陸地方沿岸部に設置されている。原発は、「危険施設」なので大都市近辺には設置されない。「危険施設」を負担する周辺地域には、したがって財政的経済的援助が代償として与えられる。この構図は、日本全体の安全保障のためとして沖縄に米軍基地が集中しておかれることと相似していないか。ただし、原発立地は、立地地元自治体の同意のもとに行われているが、沖縄の米軍基地は、決してそうではない。こうした「構図」をどうかんがえるべきか、という問題も指摘しておきたい。

2. ドイツと日本の直感的対比

（1） ドイツにおけるチェルノブイリ原発事故の決定的影響

ドイツでは1970年代から原発反対運動が展開する。たとえば1981年2月のヘッセン州ブロックドルフの原発設置に反対する5万人のデモに見られるように（このような大規模な反対運動は日本ではみられない）、反原発運動は、ドイツ社会のなかに小さくないプレゼンスを示していた。この中で、環境保護と反原発を党是とする緑の党（Die Grünen）が各地域で支持を広げ、1983年には連邦議会に進出する。ドイツの脱原発のプロセスにおいて決定的なインパクト

トを与えたのは、1986年のチェルノブイリ原発事故である。日本社会にとって、チェルノブイリ原発事故は、当時反核運動の高揚を生んだが一過性のものにとどまった。また、反原発をかかげてひたすら追求する政党も存在しなかった。

ブレーメン大学のG・ヴィンター教授のご教示によれば原子力の「平和利用」の論理は1950年代後半のドイツでも、社会と政治における基本合意であった。ドイツの大政党の1つであるドイツ社会民主党（SPD）のゴードスベルク綱領（1959年11月）は、日本の原子力の平和利用と同じ論理で推進の立場を次のように明示していた。

「人間が原子力を縄から解き放ち、その結果におびえていることは我々の時代の1つの矛盾である。しかしまた、人間が原子力の時代において、このエネルギーへの日々増大する支配力をもっぱら平和的目的のためにだけ動員するならば、生活を軽快にし、困窮から解放され、すべての人のための福祉を作り出すことができるということ、これは、我々の時代の希望である。」

しかし、SPDは、チェルノブイリ原発事故を受けて1986年の党大会で脱原発への方針を決定した。連邦制の下で、これ以降、SPDが州政権に参加しているところでは原発推進政策にブレーキがかかる。実際、ドイツの原発の新規建設は1988年の3基が最後である。そして連邦レベルにおける1998年の赤緑政権（SPDと緑の党の連立）の誕生がドイツの脱原発を決定づけた。これに対して、日本は、1990年代に15基、2000年代に5基が稼働を開始している。

（2）日本の政治的事情

日本の場合、戦後の有力政党であった日本社会党は、1972年の党大会で原発反対を決定する。70年代以降、新規原発の建設が進み、各地で建設反対運動がおり、設置や稼働の差し止め訴訟も提起されるようになる。ただし、社会党は1994年の政権参加で原発容認に転換する。社会党は、1996年に社会民主党

(社民党)に改称するが、社民党の政策は反原発である。

最左派の立場にたつ日本共産党は、一貫して、個々の原発の安全確保を最大限追求しながら、原子力の平和利用を支持する立場であった。したがって、いわゆる「反原発」ではない。1955年制定の原子力基本法の立場、すなわち「原子力の開発、利用、研究」の推進は「平和目的に限り、安全確保を旨として」「民主、自主、公開」の三原則を守って行われるべきだ、という立場に近い。2000年の党大会では、「原発からの段階的撤退」の政策を決定するが、「核エネルギーの平和的利用」の可能性そのものを否定する立場にはたっていなかった。3・11以降は、「計画的、段階的な脱原発」を明確に主張している。

日本の原発立地地域での反対運動の強さは、個々の地域を原発から守るという点では、相当に大きな力を発揮してきたようである。現在の原発54基の立地は、13道県17地点に集中しており、これらの17地点はすべて1970年代以前に原発立地が決まったところであり、それ以降新しい場所での建設は阻止されている(25地点での新規立地が阻止された)。つまり、原発の基数の増加は、東電の福島原発だと、1号機が1971年稼働開始、その後、1974年、76年、78年2基、79年という形で同一場所に6号機まで建設されている。新潟県の柏崎刈羽原発だと、1号機が1985年稼働開始、その後、1990年、93年、94年、96年2基、97年⁽³⁾に7号機まで稼働を開始している。

(3) 裁判所と法律学

ドイツでは原発の建設および運転に関する安全性のチェックについて、行政訴訟が多く提起され、裁判所と法律学による分厚い理論が展開する。実際に裁判所が原発の稼働をとめたのは1件だが(ミュルハイム・ケルリッヒ原発)、安全チェックにおける役割は大きかった。日本の裁判所、法律学は原発の安全性強化についてこのような役割を果たしていない。⁽⁴⁾

(4) 福島第1原発事故の意味

日本にとって福島第1原発事故は、ドイツにとってのチェルノブイリよりも一層ひどい体験のはずである。ドイツでは、原発の是非が議論され始めてから2011年6月の最終的脱原発（連邦議会が脱原発関連諸法を可決）まで約30年を要した。日本の脱原発もそれなりの年月を要する国民的議論が必要だと思われるが、福島第1原発事故の衝撃度は、この年月をどのように短縮することになるだろうか。

3. 原子力利用に関する戦後アメリカの政策と日本

(1) アメリカの原子力利用の世界戦略

1953年12月、アメリカ大統領アイゼンハワーは、国連総会で「平和のための原子力利用（Atom for Peace）」をアピールする演説を行った。これは、ソ連の原水爆開発のけん制、日本の原水爆反対運動への対処、アメリカの原発ビジネスの促進などの動機から、世界の原子力利用におけるアメリカのヘゲモニー確保を狙いとされたものであった。

日本の世論への対策として、アメリカでは、「最初に原子力の破壊をこうむった広島こそ原子力の平和的恩恵を受ける資格がある」として広島に日米合同の工業用原子力発電炉を建設すべし、という提案が下院で行われた（1955年1月）。「原爆の被害を受けた者にこそ原子力平和利用の権利がある」というこのレトリックこそ、アメリカの原子力に関する対日戦略を規定する。

日本側の状況をみれば、1954年3月にビキニ環礁におけるアメリカの水爆実験によりマグロ漁船の第五福竜丸が被ばく、乗組員の一人無線長の久保山愛吉さんが放射線障害により（死因は輸血による劇症肝炎とされている）9月に死亡した。また、マグロからは、大量の放射能が検出され、同年5月には全国的に放射能雨が降る。このなかで日本では原水爆反対運動が広がる。

これに対してアメリカ側の日本国民向けの宣伝工作がはじまる。1955年から56年にかけて、東京、名古屋、京都、大阪、広島、福岡、札幌、仙台において読売新聞が主催する「原子力平和利用博覧会」が開催され、東京での総入場者数は36万7千人以上となった。この博覧会は、アメリカのCIA、USIS（国務省情報局）およびアメリカ大使館が準備し、日本の原子力平和利用推進の中心人物であった正力松太郎が社主の読売新聞が全面的に協力したものである。広島についてはさらに1958年4－5月に「広島復興大博覧会」が開催され、そこでは原子力科学館が人気を集めた。

宣伝工作は、効を奏する。日本の世論の大きな変化が生まれた。「原子力を有害なもの」と見なす者が1956年の70%から1958年の30%に激減した⁽⁵⁾。

被爆者も科学者も一般市民も「核兵器＝悪」と「原子力平和利用＝希望と幸福」と区別し、原子力平和利用を発展させることこそ原爆の被害から立ち直り、救われる道だと考え、ないし意識させられた。原水禁世界大会も同じ論理で運動を続けた⁽⁶⁾。

日本国憲法の平和主義は、一方で「核兵器＝悪」、他方で「原子力平和利用＝希望と幸福」を両立させた。

(2) 日本における原子力利用に向けての始動

国連総会におけるアイゼンハワー演説をうけて1954年3月、日本の国会は初めての原子力予算を承認する。予算額は2億3500万円、積算根拠は明確ではなく、ウラン235の語呂合わせといわれた（最終的に加算され2億6000万円）。

政治主導によって原子力利用に道が開かれようとしたので、それまで原子力研究の推進について議論を続けていた（賛否両論があった）日本学術会議は、原子力研究と利用に枠をかけるため、1954年4月の会員総会で2つの声明をだす。「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」および「原子力兵器の廃絶と原子力の有効な国際管理の確立を望む声明」の2つ

である。ここにみるように、原子力の平和利用（原発推進）と原爆反対（核兵器廃絶）は両立して追求すべき目標とされている。⁽⁷⁾

1955年12月、原子力基本法が学術会議の3原則を取り入れて制定・公布される。同時に原子力委員会設置法が公布され、1956年に原子力委員会が発足した。1957年、原子力利用の国際管理機関として国際原子力機関（IAEA）が国際連合の枠組みのなかで設立される。東京電力は、すでに1955年11月に原子力発電課を設置し、候補地の選定をはじめた。

1957年に電力会社、民間企業および電源開発公社の出資で「日本原子力発電株式会社」が設立され、1966年同会社の東海原発が実用炉としてはじめて稼働した。この実用炉として、イギリスから「コールダーホール改良型原子炉」が導入された。以降の商業炉は、アメリカのジェネラル・エレクトリック社およびウエスティング・ハウス社から軽水炉を輸入した。これらのプラント輸入は、「フル・ターン・キー」契約とよばれ、メーカー側がすべて建設し、ユーザーがキーだけを受け取りすぐに動かすというものであった。したがって、日本側の技術開発が極めて不十分のままの導入であった。⁽⁸⁾

（3）核不拡散条約と核燃料サイクル

アメリカは日本に原発技術と核燃料を提供し、原発導入を推進したが、同時に核燃料の使用から発生し原爆の材料となるプルトニウムを日本が保有することを抑止するという政策をとった。日米原子力協定（原子力の平和利用に関する日米協定）が法的な基礎を作った。

日米原子力協定は、1955年（研究用原子炉と核燃料の濃縮ウランの提供）、1968年（商業用原子炉を対象とする包括的協定、核燃料などの処理にアメリカの事前の個別同意が必要）、および1988年（日本に自前の核燃料サイクル・システムを認める包括事前同意）と展開している。

1988年の新日米原子力協定は日本の強い要求によって成立し、2018年までの

30年間、使用済核燃料の再処理についてアメリカが包括的に同意を与え、個別の同意を不要とした。これによって日本は、自前の核燃料サイクルのシステムを設置・運用できるようになる（日本側のこの改訂交渉は、フォード、カーター政権がプルトニウムの国際管理を言いだしたことに対抗するところからはじまった）。

核燃料サイクルの運用は、日本が原爆製造の能力をもつことを意味している。脱原発の反対論の根拠の1つには、原発と核燃料サイクルの稼働が、日本が「潜在的原発保有国」であることを示すものであって、国家安全保障のための軍事的抑止力である、というものがある。ここには、原発と原爆の積極的な関係づけがみられる。

1988年の協定改定を進めた中曽根元首相の思惑、外務省の原子力平和利用に関する国際戦略などによれば、核燃料サイクルを自前で運用することは、「核兵器をもたないが、製造する能力をもつ」ことを確保するためである。最近でも石破茂自民党前政調会長は、原発のもつ「潜在的核抑止力」を強調して原発維持を主張している。

NPO 体制（核不拡散条約、Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons. 1970年発効、1995年無期限延長、現在の加盟国190カ国）の下で、条約によって核兵器保有を認められている国は、米、英、仏、ロシア、中国の5ヶ国である。日本は、この5ヶ国以外で唯一、核燃料サイクルのシステムを認められ、かつ、技術を有する国である。つまり、原爆の材料である濃縮ウランの製造および使用済核燃料からのプルトニウムの抽出を行うことができる⁽⁹⁾。

4. 「電源三法」体制の確立と原発推進

(1) 電源三法体制による立地自治体の確保と拡大

原発大国への道にとって決定的だったのは、1974年の電源三法の成立であ

る。第一次オイルショックのなかで、日本のエネルギー確保を原子力に求める政策が打ち出され、電源三法によって原発推進のシステムが作り出された。このシステムは、電気利用料金に税金を上乗せし、徴収した税金で原発立地自治体に様々な交付金をふんだんに与え、新規立地を獲得していくという循環を可能にするものである。これによって1973年に6基であった原発が2010年に54基まで拡大する。

電源三法とは、発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法および電源開発促進対策特別会計法の3つである。この三法のシステムは次のように機能する⁽¹⁰⁾。

まず電源開発促進税（電促税）が目的税として導入される。納税者は電力会社であり、この税金分は電力料金に上乗せされる。したがって実質的納税者は電力消費者である。電促税は、特別会計で経理され、周辺整備地域法に基づいて電源立地促進対策交付金として地元自治体に給付される。

特別会計は経産省と文科省（発足時は通産省と文部省）が管理し、特別会計に積み立てられ繰り越される資金をつかって、上記の交付金に加えて原発立地促進のための様々な交付金制度が用意された。特別会計は、独立行政法人・日本原子力研究開発機構にも多く支出している（2009年度総支出の3分の1）。同機構は、高速増殖炉、使用済核燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物最終処分のための技術開発を行っている。それゆえ、電源三法システムは、核燃料サイクル促進システムでもある。

（2） 9電力会社による地域独占と発送電一体システム

日本の電力供給は、第2次世界大戦後、沖縄を除いて全国を9に分けて営業する9電力会社（北海道、東北、北陸、中部、東京、関西、中国、四国、九州）が地域的に独占する。電気料金は総括原価主義で算定されるから必ず一定の利潤率が保障される。

各電力会社は発送電を一体として経営しており、発電の新規参入が困難である。いわゆる FIT (Feed-in Tariff, 電力固定価格買取制度) の強化のために「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が2011年8月に制定され、2012年7月に施行されるが、その効果がどれほどになるかは今後の問題である。送電システムは、関西と東京で電力サイクルが異なり、全国的な電力融通にとっての障害が放置されたままである。地域独占体である電力会社の都合が最優先となっており、エネルギー政策に総合性がない。

地域で大きな経済的力をもつ電力会社および膨大な交付金で原発立地をささえ国策として原発を推進する政府との共同事業として、日本の原発大国化が進んだ。また政府からの交付金の他に、地元自治体が電力会社から多額の寄付(金銭や現物施設)を受けていたことも明らかになった。

5. 原子力の平和利用と科学・技術

(1) 日本の科学・技術と原子力エネルギーの位置づけ

日本の科学者の代表機関とされる日本学術会議(1948年日本学術会議法制定、同法に基づき1949年発足)は、戦後の原子力研究・平和利用を科学の立場から推進するという役割を担った。それは、原子核の物理学研究、原子力発電の原子力工学研究、放射線被害についての医学研究を主要な内容とする。

日本の科学の世界においては、原子力発電をエネルギー源として利用することについて、科学の立場から否定する科学者は少数派として存在したが(立地および施設に関し技術的安全性の確保が困難であり、事故による人間と環境への被害が回復しがたく甚大であること、また、使用済核燃料の処理が世代をこえた危険をもたらすことを理由として)、支配的立場は科学・技術の発展による安全確保を条件に原子力を人類のために活用することが科学的合理的判断であると⁽¹¹⁾してきた。

(2) 3・11以降の日本学術会議の立場

日本学術会議は、3・11以降、これまでの「科学と安全」に係わる活動を検証し、そこに問題がなかったかどうかを明らかにし、それを踏まえて社会や政府に対して助言・提言をおこなっていくことを課題として確認している。

日本学術会議は、福島第1原発事故をうけて、日本の今後のエネルギー政策の選択肢を検討する委員会を設置し、短時間の審議で「日本の未来のエネルギー政策の選択に向けて—電力供給源に係る6つのシナリオ」(2011年6月)を提言し、これを基礎づける詳細な調査報告書(「エネルギー政策の選択肢に係わる調査報告書」⁽¹²⁾(2011年9月)を公表した。

「6つのシナリオ」は、次の通りである。

- A 速やかに原子力発電を停止し、当面は火力で代替しつつ、順次再生可能エネルギーによる発電に移行する。
- B 5年程度かけて、電力の30%を再生可能エネルギー及び省エネルギーで賄い、原子力発電を代替する。この間、原子力発電のより高い安全性を追求する。
- C 20年程度かけて、電力の30%を再生可能エネルギーで賄い、原子力発電を代替する。この間、原子力発電のより高い安全性を追求する。
- D 今後30年の間に寿命に達した原子炉より順次停止する。その間に電力の30%を再生可能エネルギーで賄い、原子力による電力を代替する。この間、原子力発電のより高い安全性を追求する。
- E より高い安全性を追求しつつ、寿命に達した原子炉は設備更新し、現状の原子力による発電の規模を維持しつつ、同時に再生可能エネルギーの導入拡大を図る。
- F より高い安全性を追求しつつ、原子力発電を将来における中心的な低炭素エネルギーに位置付ける。

日本学術会議の提言は、①エネルギー政策の選択肢を「時間軸」において考

察し、②「6つのシナリオ」のそれぞれについて電力の安定供給、環境に対する安全性および経済的合理性の基準についてメリット、デメリットを客観的に明らかにし、③いずれかの選択に誘導すべきでないという立場で「6つのシナリオ」に優先順位をつけることなく、政策選択の国民的議論に科学的基礎を提供することを目的とした。

いずれかの選択に誘導することなく、国民的議論に科学的な基礎を提供するという立場は、エネルギー政策の選択が科学的基準にしたがって決定されるべきものというより、現在と将来の社会に対する倫理的な判断をとまなう民主主義的選択の問題であることを理由とする。また、日本学術会議は科学者コミュニティの代表機関として科学者の声を1つにまとめて（ワン・ボイス、ユニーク・ボイス）政府と社会に発信すべきであり、6つのシナリオを国民的議論に提供するという点においてまさに「ワン・ボイス」が成立したのである。

6. まとめ—日本における今後の議論について

(1) 「脱原発」という概念のメリット

「脱原発」(Ausstieg aus der Kernenergie, Atomausstieg) のことばは、1980年代後半にドイツから移入された(原子力学者の高木仁三郎氏が広めた)。「反原発」が本来的、原理的に原発を認めないというコンセプトであるとする、脱原発は「今、原発を利用し、依存している状態からどう抜け出すか」という課題を設定するというイメージであり、リアルに問題を考えることに適している。「卒原発」(原発依存を卒業しよう)や「縮原発」という言葉もあるが広まっていない。

ドイツの脱原発は、赤緑政権による2000年の最初の脱原発計画のときから時間軸を設定して目的達成が考えられている。そして今回の最終的脱原発決定も、目標到達(全原発の稼働停止)予定時期は2022年である。日本の脱原発も

エネルギー政策の転換を準備する時間を必要とし、「時間軸」をともなった計画として考えることが国民的合意を形成しやすい。重要なのは、できるだけ早く脱原発の方向と計画を明確にした政治的決定を行うことである。2012年1月に民主党政権は、原発の稼働年数を40年として法定し、原則としてそれ以上を認めないとする計画を発表した。これがどのように具体化されるかは、今後の問題である。

(2) 原発における経済の論理

原発による電源供給を全くの市場ベースで考えれば、ビジネスにならないことが一層明らかになってきた。もともと、原発立地、建設、稼働維持、使用済核燃料・その他の放射性廃棄物の処理、さらに停止後の廃炉、起こり得る原発事故の全体を考えると、原発事業は国家の特別の優遇策なしには、成り立たない⁽¹³⁾。

吉岡齊氏（科学史・科学政策、九州大学教授）は、原発をめぐる社会の議論について、これまで3つの立場があった（①原発推進のエネルギー派、②原発技術が未熟なのもっと研究が必要とするサイエンス派、③反原発のエコロジー派）が、最近これに加えて④エコノミー派が強力になったとする。エコノミー派によれば、原発は最終コスト計算ができないので（バックエンド費用が確定できない）、ビジネスとして成り立たないとする。これまでの議論の配置図が流動化してきた。これは、脱原発に加勢する動きである⁽¹⁴⁾。

(3) 国際的な動向

アジア諸国がこれから原発を建設、利用することについて、アジアの原発先進国として原発技術を援助することが日本の役割（責務）であり、その観点から日本が脱原発すべきでないという議論がある。また、アメリカは、対中国戦略において原子力利用（プルトニウム問題）に関する日米提携を進める観点か

ら日本の脱原発を望んでいない。この中で、日本の脱原発を「一国平和主義」ともじる議論がある。国民的議論では、この観点にも留意して対応が必要である。

(4) 将来世代への責任としての価値判断

ドイツのメルケル政権の脱原発決定を基礎づけた「倫理委員会」の報告（「ドイツのエネルギー転換—未来のための共同作業」2011年5月30日）は、原発とエネルギー政策をどうするかを決定を「技術的側面や経済的側面に優先する社会の価値判断」であり、その判断基準は「持続可能性と（未来への）責任」であると述べている。⁽¹⁵⁾

委員会の名称が「倫理」委員会であるということがそもそもこの問題のとらえ方を反映している。また、エネルギー転換は「政治、経済界、そして市民社会」の「未来」のための共同作業であり、科学がそれを助けると位置付けられ、この共同作業を通じて、新たなドイツの経済と社会を作り出すことが展望されている。

今回の福島第1原発の事故は、10万人ちかい地域住民の生活を根本から破壊した。多くの住民について故郷への帰還が可能かどうか不明であり、周辺8町村の調査ではすでに4分の1ちかい住民が「もう、戻らない」という悲しい選択をしている。

放射性物質による大気、水、土壌、森林、野生動植物、農産物、海産物等の汚染は東日本地域全体におよび、また大気、海水の汚染は国際的な影響を広げている。除染の作業は、20ミリシーベルトを超える地域について政府が直接に、1ミリシーベルトを超える地域については政府の補助によって市町村が行うこととして、2012年1月から開始される。しかし、除染によっても長期間に渡って居住可能性を回復できない地域が存在することは、すでに明らかになっている。

原発は、被災住民の大きな生存権の解体・侵害を引き起こした。今後の原発の安全リスクは、科学・技術の発展によって軽減できるとしても「絶対の安全」はありえない。

原発は、一方で燃料である自然ウランが枯渇すること、他方でこれまでの人類史よりさらに長期間、極めて厳格な管理を必要とする使用済核燃料と高レベル放射性廃棄物が稼働につれてますます蓄積していくこと、この2つを考え併せると、持続可能なエネルギーとはいえず、かつ、将来世代の環境に致命的な負荷をあたえる。

原発エネルギーは、空気や水のような人間の生存に不可欠な存在ではなく、他のエネルギー源によって代替可能であり、今後、CO₂排出問題を回避できる再生可能エネルギーの開発と発展が十分に見通せる。

現在世代の近視眼的な利益からのみとらえるのではなく、未来の地球環境と将来世代の福祉を視野に入れるならば、できるだけ早く原発への依存体制から抜け出ることが現在世代の未来に対する責任である。

- (1) ウルリッヒ・ベック「福島、あるいは世界リスクにおける日本の未来」世界2011年7月号.
- (2) ミランダ・シュラーズ『ドイツは脱原発を選んだ』岩波ブックレット No. 818, 2011年.
- (3) 西尾漠『『はんげんぱつ新聞』の歩みから—日本の反原発運動を振り返る』現代思想 2011年10月号、週刊東洋経済2011年6月号「暴走する国策エネルギー・原子力」参照.
- (4) 海渡雄一『原発訴訟』岩波新書2011年、同「日本の司法は原発をどのように裁いてきたか」世界2011年7月号参照.
- (5) 田中利幸、ピーター・カズニック『原発とヒロシマー「原子力平和利用」の真相』岩波ブックレット2011年.
- (6) 田中利幸『『原子力平和利用』と広島』世界2011年8月号.
- (7) 坂田昌一（榎本喜一編）『原子力をめぐる科学者の責任』岩波書店、2011年参照.
- (8) 内橋克人『日本の原発、どこで間違えたのか』朝日新聞出版、2011年.

- (9) 小出裕章『隠される原子力・核の真実—原子力の専門家が原発に反対するわけ』創史社、2010年第10章、友清裕昭『プルトニウム—超ウラン元素の正体』講談社、1995年第4章、田窪雅文「原子力発電と兵器転用—増え続けるプルトニウムのゆくえ」石橋克彦編『原発を終わらせる』岩波新書、2011年。
- (10) 清水修二「電源三法は廃止すべきである」世界2011年7月号。
- (11) 日本学術会議編『日本学術会議50年史』1999年、坂田昌一前掲書参照。
- (12) いずれの文書も日本学術会議のウェブ・サイトでみることができる。報告書の内容について同委員会の委員長であった北澤宏一「エネルギーの神話時代を超えて—卒原子力時代を迎える条件」科学2011年第9号参照。
- (13) 伊東光晴「経済学からみた原子力発電」世界2011年8月号参照。
- (14) 吉岡「脱原発とは何だろうか」現代思想2011年10月号。
- (15) Ethik-Kommission Sichere Energieversorgung Deutschlands Energiewende. Ein Gemeinschaftswerk für die Zukunft, 30. Mai 2011, p. 24.